

時局
資料
滿蒙研究

社會教育會編

373

560

373-560



1200501450452



始



時局資料

滿蒙研究

編纂

文部省構內

法財人
社會教育會

時局資料

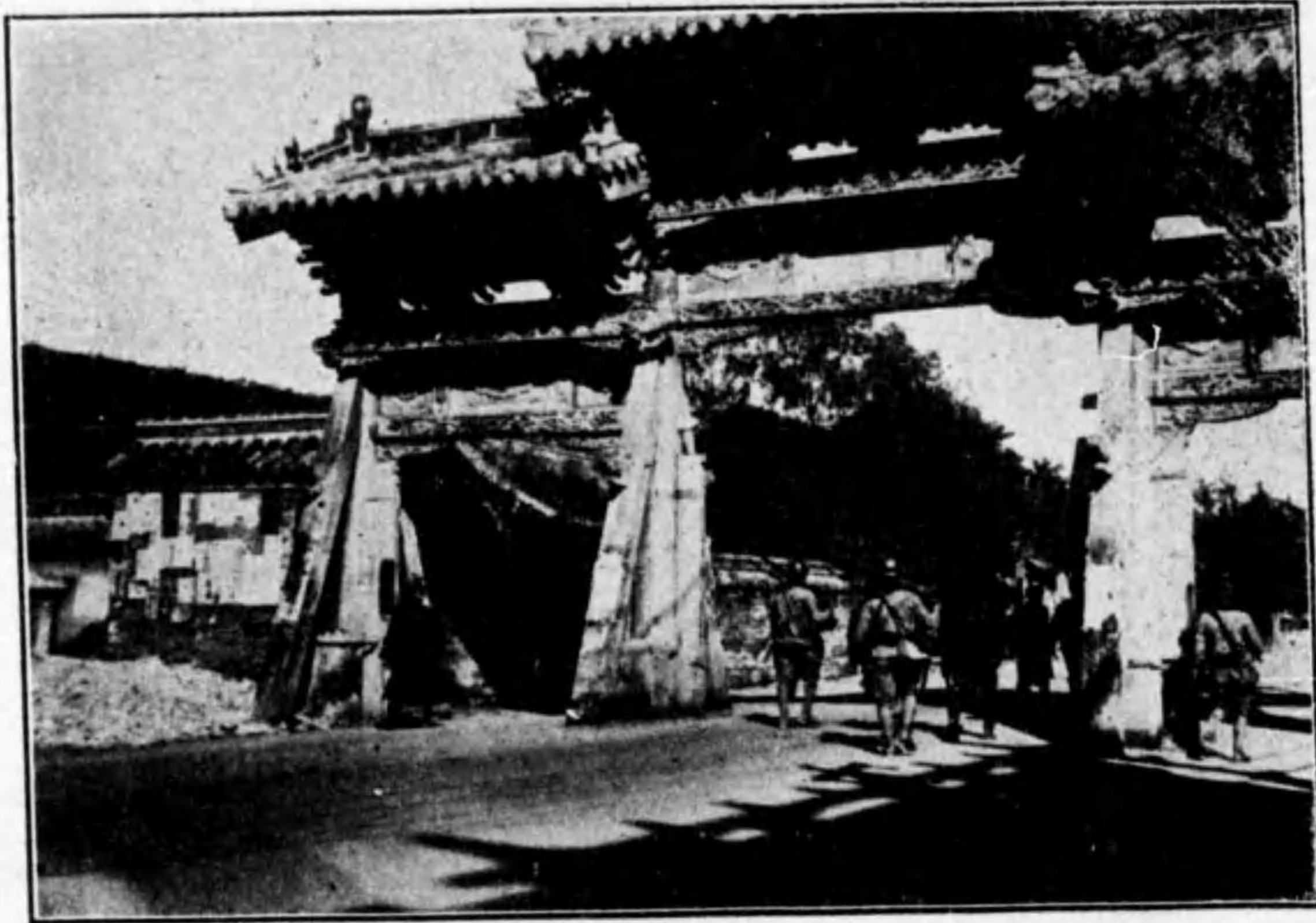


滿蒙研究

發行所寄贈本



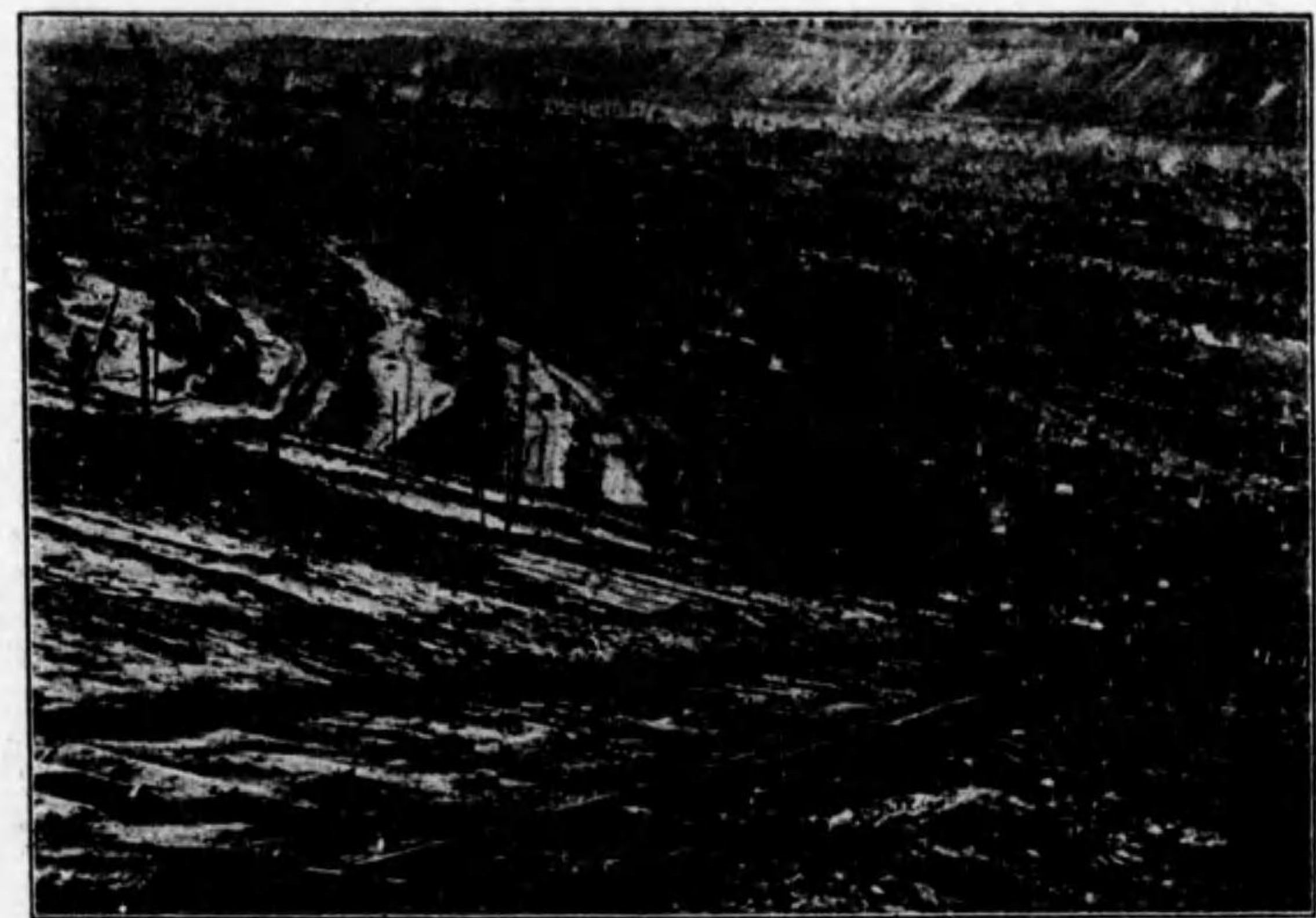
編纂
文部省構內
財團法人
社會教育會



奉天城に入る日本軍



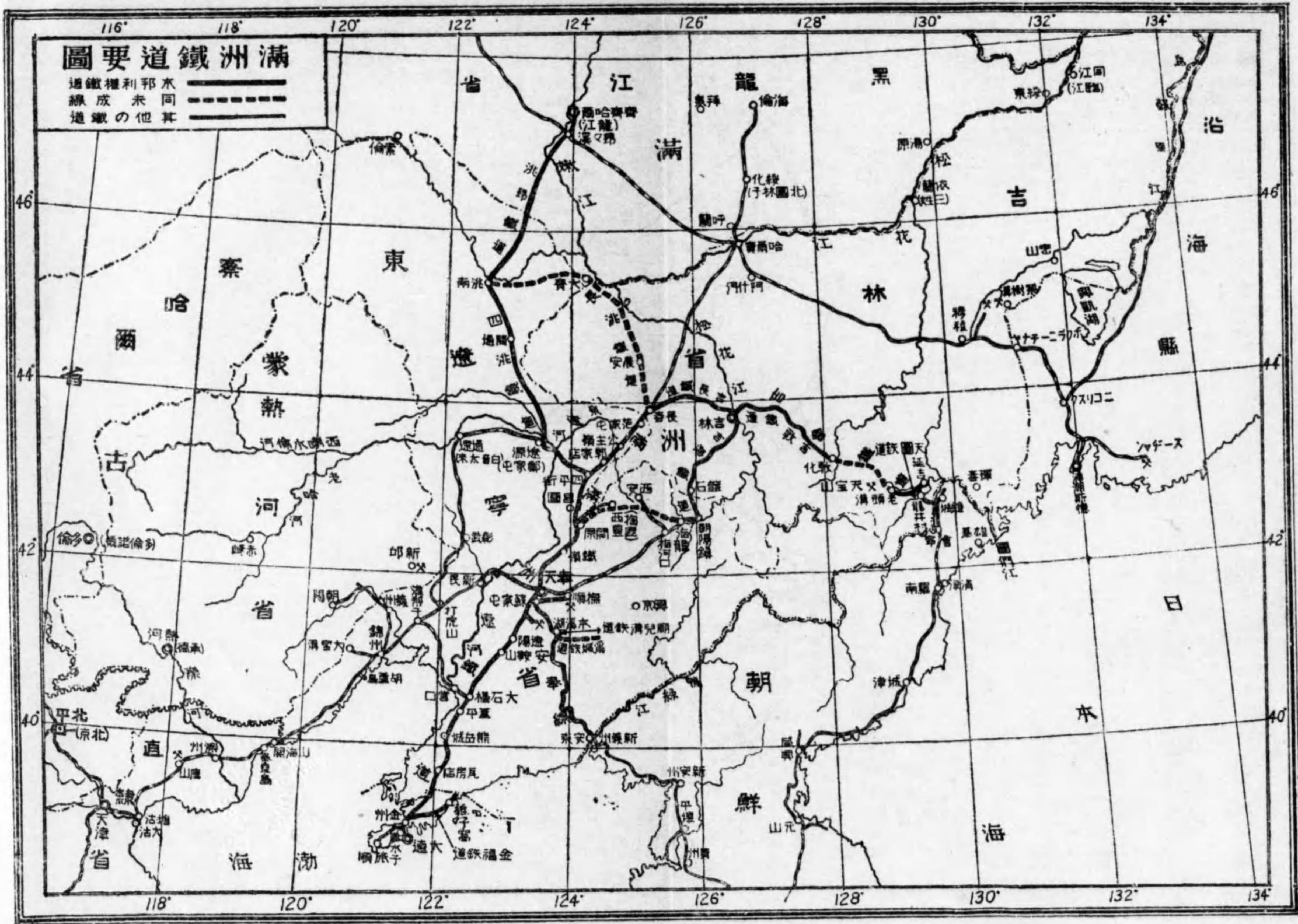
北寧大凌河鐵橋を警備する日本軍



撫順炭礦露天掘



蒙古草原



373-560

本書の目的 本書は滿蒙を正解し、公正なる日本の立場を明にし、難局に善處すべき國論の作興を目的として、各要路より貴重なる資料を蒐集し、本會に於て特輯したものである。

滿蒙研究會 全國青年訓練所、男女中等學校、青年團體、在郷軍人會等に於ては、時局に鑑み本書を中心として滿蒙に関する特別講義、又は研究會を開催せられんことを切望す、此の場合には一回より數回に適宜材料を配當し、責任ある指導者の下に慎重に研究されたし。

滿蒙研究資料 更に深き研究をなさんとするもの、及び研究の指導に當らるゝものゝためには、別に詳細なる「**滿蒙研究資料**」を刊行した。參看せられたし。



滿蒙研究 目次

目次

一、滿蒙の概念……………	一
(一) 滿蒙の地域……………	二
(二) 面積住民……………	二
(三) 在住邦人……………	三
二、滿洲事變……………	四
(一) 事變發生前の概要……………	四
(二) 事變勃發……………	五
(三) 事變後の経過……………	六
(イ) 各地の状況……………	
(ロ) 滿蒙獨立運動……………	
(ハ) 國際聯盟盟動……………	
(ニ) 錦州事件……………	
(ホ) 米國招請問題……………	
(ヘ) 滿蒙其の後の情勢……………	
(ト) 撤兵問題……………	
三、我が國と滿蒙との史的關係……………	一〇
(一) 日清戰役……………	一〇
(イ) 朝鮮の保全……………	
(ロ) 日清の交戦……………	
(ハ) 講和條約……………	
(二) 遼東半島の還附……………	一一
(三) 日露戰役と滿蒙……………	一二
(イ) 露國の南下……………	
(ロ) 日露の交戦……………	
(ハ) ポーツマス條約……………	
(ニ) 日清滿洲善後條約……………	
(四) 滿洲五案件に關する協約……………	一六
(五) 間島に關する日清條約……………	一六
(六) 日露協調……………	一七
(七) 二十一箇條々約……………	一八

(イ) 締結の理由……………	
(ロ) 條約の内容……………	
(ハ) 締結後の情勢……………	
四、滿蒙に於ける我が權益……………	二〇
(一) 領土、土地に關するもの……………	二〇
(イ) 關東州租借地……………	
(ロ) 中立地帯……………	
(ハ) 滿鐵附屬地……………	
(二) 鐵道に關するもの……………	二三
(イ) 南滿洲鐵道……………	
(ロ) 安奉線……………	
(ハ) 吉長鐵道……………	
(ニ) 吉會鐵道……………	
(ホ) 天圖鐵道……………	
(ヘ) 吉敦鐵道……………	
(ト) 滿蒙五鐵道……………	
(チ) 滿蒙四鐵道……………	
(リ) 滿蒙新五鐵道……………	
(メ) 其の他の鐵道利權……………	
(三) 駐兵權……………	二六
(四) 土地商租權……………	二六
(五) 産業に關するもの……………	二〇
(イ) 鐵山利權……………	
(ロ) 森林探伐權……………	
(六) 間島に於ける鮮人雜居權……………	二二
五、滿蒙の資源……………	二三
(一) 食糧資源……………	二三
(イ) 米……………	
(ロ) 粟……………	
(ハ) 小麥……………	
(ニ) 大豆……………	
(ホ) 肉類……………	
(二) 被服資源……………	二四
(イ) 棉花……………	
(ロ) 羊毛……………	
(三) 工業及燃料資源……………	二五

目次

二

(イ)石炭	三	(ハ)吉會長大線	三
(ロ)油母頁岩	三	(ニ)其他	三
(ハ)鐵	三	(一)居住權ノ侵害	三
六、滿蒙に於ける我が事業	三	(二)商租權の蹂躪	三
(一)我が投資額	三	(三)鮮農の壓迫	三
(二)南滿洲鐵道株式會社	三	(四)不當課税	三
(イ)會社の沿革	三	(五)日貨排斥	三
(ロ)會社の組織	三	(六)我が軍隊に對する侮辱行爲	三
(ハ)滿鐵の事業	三	(七)暴行傷害	三
七、支那の排日侮日	三	(八)排日教育	三
(一)鐵道利權の侵害	三	結	三
(イ)併行線の敷設	三	附錄	三
(ロ)葫蘆島築港	三		三



滿蒙研究

一 滿蒙の概念

今日の日本は實に多事多端である。特に所謂滿蒙問題は、累積する内外の重大問題中の重大事である。日々の新聞紙は滿蒙問題に關する報道、論議に多大の紙面を費し、世界の眼は滿蒙問題の一點に注視されてゐる。今こそ、我が國が危急存亡の岐路に立てる秋である。國民は舉國一致目前に横はる難局に臨まねばならぬ。しかし國民のすべてが、果して滿蒙を正しく理解し、滿蒙問題に對して確固たる信念を有すると斷言し得るであらうか。滿蒙問題解決の鍵は、國論を統一して、問題の真相を世界に知らしめるにあるが、それは全國民が滿蒙に關して最も明確な知識を有つてこそ望み得ることである。

滿蒙とは如何なる處か、問題はこゝから出發しなければならぬ。

一、滿蒙の地域

普通滿蒙と呼んでゐるのは、遼寧(奉天)、吉林、黑龍江の所謂東三省と、東部内蒙古(熱河省)を指し、蒙古の全部を包含してゐない。其の一端に我が租借地關東州があり、南半には我が南滿洲鐵道が貫通してゐる。

二、面積住民

支那行政機關不備のため、確數を得ることは困難であるが、最近の推算を示せば左の如くである。

	面積 方里	人口 千人	密度 (一万里當り) 人
遼寧省	一一、八六九	一四、四七七	一、二一九
吉林省	一五、五八〇	八、五九二	五三七
黑龍江省	三七、七七五	四、九六六	一三二
東部内蒙古	一〇、一六八	四、五〇〇	四四三
計	七五、三九二	三二、五三五	四三一

面積は我が全版圖の約二倍であるが、人口は半數にも足りない。

三、在住邦人

日露戰勝の結果滿蒙に進出して以來三十年に近からんとするが、在住邦人の増加は實に遅々たるものである。現在人口内地人二十一、二萬、朝鮮人八十萬、合計百萬を越ゆること何程でもない。

二 滿洲事變

九月十九日の朝、けたましい號外のベルの音が、突如として滿蒙の危急を傳へた。滿洲の平和は破られ、所謂滿洲事變が突發したのだ。何故にこの不幸なる出來事が發生したか、禍因は頗る遠いが、直接の導火線は奉天政府の正規兵が、我が滿鐵線を爆破したものである。

一、事變發生前の概要

近時我が國に對する支那の態度は不遜を極め、最近兩國間に起つた事件は大小三百餘件にも及び、駐支公使アグレマン問題、萬寶山事件、青島事件、中村大尉事件等は、國民の尙耳新しき事件である。

我が居留民や軍隊に對して不法行爲を敢てし、侮辱迫害を加へるばかりでなく、公然日本と一戰して日本を滿洲より驅逐せよと豪語し、消極的排日から漸次積極的侮日行爲と化し、挑戰的態度をとるやうになつた。事件發生の數日前には、事件の中心をなして

ゐる北大營の王以哲旅團長は「予は日支間の現況に鑑み、さきの露支事件に於ける韓光弟（事件を起し勇敢に戦ひ死没す）たるべし。」と放言してゐる。この日支間尖鋭化の空氣が、やがて不幸なる滿洲事變を勃發せしめたのである。

二、事變勃發

(イ) 九月十八日午後十時三十分頃、支那將校の率ゆる二三中隊は、北大營西南側滿鐵線路を爆破し、次いで當時線路巡邏中の我守備隊を襲ひ、且柳條湖分遣隊方面に前進した。此の報に接した我虎石臺守備中隊は直に之を救援すべく線路上を南下した所、支那軍は北大營西南側より兵營に遁げ込んだので、我が中隊がこれを追うて北大營に入せんとすると、兵營内にあつた支那兵は猛烈に銃火を浴せ、我が軍一時苦戦に陥つたが、奉天及び鐵嶺方面の我が守備隊の増援を得て、十九日未明過に北大營の敵を驅逐し、別に奉天に於ては十九日朝支那軍を掃蕩した。

(ロ) 遼陽に在る第二師團の主力は、十九日早朝より奉天に逐次集中す。

(ハ) 十九日正午、本庄關東軍司令官も奉天に到着した。東大營には一部の警戒兵を配置

し奉天城内は憲兵と共補助たる一部の歩兵で取締り、主力は附屬地附近に集結した。

(三)長春方面に於て支那軍約一萬人の間に介在する我が駐劄の歩兵第四聯隊は、十九日午前三時頃寛城子の支那軍隊及南嶺の支那兵營に對し掃蕩を開始したが、敵頑強に抵抗、我が獨立守備隊第一大隊の主力とともに長時間激戦の後、寛城子は午前十一時、南嶺は午後三時に至り支那軍を撃退す。

三、事變生起後の經過

(イ)各地の状況

二十一日朝鮮軍からの増援を得て、更に居留民不安の報ある吉林、敦化、鄭家屯に出勤したが、二十五日軍事行動は一段落を告げた。

(ロ)滿蒙獨立運動

滿洲事變により張學良による東北四省の統制が失はれたので、各方面から滿蒙獨立運動が起つた。

(ハ)國際聯盟動く

滿洲事變突發とともに、最も注目されたのは聯盟と米國の動きである。支那が同事變を正式に聯盟に提訴したのは二十一日で、其翌日の理事會では本問題を討議した。二十五日帝國政府は國際聯盟の通告に對し「事態の緩和に努める、聯盟は安心されたい」旨、回答するとともに我が國の態度に關して聲明書を發したので、理事會の形勢は好轉した。聯盟では九月二十九日、三十日に理事會を開會、滿洲事變に對する日本の聲明を信賴し、日支直接交渉による平和的解決を希望して一先閉會した。

(ニ)錦州事變

根據地を失へる奉天政府は錦州に假政府を設け、北平に在る張學良は、各地支那軍隊の集結を行ひ、再び日本軍に抵抗して、滿洲の治安を妨害せんとした。故に我が軍は飛行機により偵察を試みたるに、支那軍がこれを攻撃せるを以て、我が飛行機は爆彈を投下した。この事件を重視した聯盟は十月十日附を以て日支兩國政府に對して警告を發した。十二日我が國は錦州事件は事態の擴大にあらざる旨回答を發した。

(ホ)米國招請問題

國際聯盟理事會は十月十三日招集、レルー氏(スペイン)缺席のためブリアン氏議長となり、我が芳澤代表は日本の態度の公明なるを主張し、支那代表施肇基氏と應酬し、第二日は聯盟に加盟せざる米國を招請して、聯盟に重みを加へ、米國の威力を以て、我が國を抑へんとして秘密會議を開き、第三日芳澤代表の反對にも拘らず、米國招請案は可決された。非聯盟國たる米國が、聯盟理事會に出席するのを手續上の問題としたのは不當である。たゞ米國はクログ不戰條約により、日本の行動が不戰條約に抵触せざるやとの見地から参加したものと思はれる。

(ハ)滿蒙其の後の情勢

事變以後、各地に於て敗殘兵の横行甚だしく、我が軍これが討伐に手を焼いてゐる始末である。又南支方面の排日は益々惡化して來た。

(ト)撤兵問題

我が國は支那が基本的原則を應諾するにあらざれば、撤兵不可能なることを主張せらるに、聯盟理事會は日本に對して期限付撤兵勸告をなさんとて其の案を討議したが、

二十四日の最後の表決に於て、十三票對一票で遂に成立しなかつた。

我が國の基本的原則とは、

- 一、相互侵略政策及び行動の否認
 - 二、支那領土保全の尊重
 - 三、通商妨害及び國際憎惡煽動の運動取締
 - 四、滿洲日本人平和事業の保護
 - 五、條約權益の尊重
- 等である。

次の理事會は十一月十六日に開會される豫定であるが、それまでに形勢が如何に變化するか。我が國を有利に導くためにも、先づ國論の喚起統一が必要である。

三 我が國と滿蒙との史的關係

滿洲事變が果して如何なる結末を告げるであらうか。若し不幸にして一步たりとも我が主張を譲るやうなことがあつたら、我が國の滿蒙に於ける勢力は愈々不振を極めるであらう。我が國が滿蒙に於て有する特殊權益、特殊地位を保持伸長し得るや否やは、直ちに我が國家自體の獨立、生存に關する至重至大なる問題なのである。實に我が國の對滿蒙發展は、我が國家存立上の必須要件であるとの一言で盡きるので。更に滿蒙の特殊權益は決して一期一夕に得られたものではなく、我が國土の保全と東洋平和の維持のため、十幾萬の犠牲と、巨億の國費とを費し、漸くにして我が手に歸したものであることを思へば、どうして今更滿蒙の地を退き得ようぞ。

今我が國が如何にして滿蒙に進出したか、歴史的に考察して見よう。

一、日清戰役

(イ)朝鮮の保全

地圖を一見すると直ちに理解されるであらうが、我が國(内地)を人間の身體と假定すれば、其の腹部に突出してゐるのが朝鮮半島である。萬一朝鮮の獨立が脅され、朝鮮が他國の領土となつたとしたら、我が國は常に腹部に劍を擬せられたも同様である。東海に横はる我が國は決して安如たるを得ないのだ。

(ロ)日清の交戦

我が國は自國保全のため又東洋平和のため、極力朝鮮の獨立を全うせしめんとしたが、老大國清國は朝鮮半島に手を伸して、我が國の存立を危からしめんとしたので明治二十七年七月二十五日豊島沖の海戦を發端として、我が軍は清國膺懲の軍を起し、連戦連勝朝鮮及奉天省南部を占領し、海軍も敵艦隊を全滅せしめた。

(ハ)講和條約

清國遂に屈し、李鴻章を全權大臣とし、下關に於て我が全權伊藤博文、陸奥宗光と會商平和條約を締結した。時に二十八年四月十七日である。

1、朝鮮の獨立確認

三 我が國と滿蒙との史的關係

2、遼東半島、臺灣、澎湖列島の割譲……これによつて我が國南方の防備と滿蒙發展の第一歩を踏出した。

3、賠償金二億兩

4、沙市、重慶、蘇州、杭州の開港……中部支那に於ける我が國經濟活動に重要な最初の地歩を與へた。

二、遼東半島の還附

下關條約によつて遼東半島が我が國に割譲されるや、かねて東漸南下の政策を抱いてゐた露國は同盟國佛國を誘ひ、ついで獨逸を誘ひ、二十八年四月二十三日、三國聯合にて、遼東半島還附を迫つて來た。これが即ち三國干涉である。東洋平和の美名を藉る三國の野心は明白であつたが、拒絶すれば三國との開戦は免れぬ。我が國は恨を吞んで三國の勸告に従つたのである。かうして折角得た大陸進出の足場を失つてしまつた。

三、日露戦役と滿蒙

(イ)露國の南下

遼東還附で恩を支那に賣つた露國は、明治二十九年強ひて露清密約と稱する秘密條約を結ばしめた。其の第一條に曰く

日本若シ露國ノ東部、清國又ハ朝鮮ノ領域ヲ侵サバ露清兩國ハ即時ニ海陸ノ兵力ヲ以テ相應援シ、軍器糧食ハ共ニ相供給スベシ

露清共同して、日本の勢力を驅逐しようとするのだ。この條約により露國は

1、滿洲地方に於ける鐵道敷設權

2、鑛山探掘權

等を獲得した。

更に三十一年三月清國を壓迫して利權の擴張を企てた。

1、旅順、大連の租借(二十五ヶ年間)

2、東清鐵道の延長權(旅順、大連までの延長)

(ロ)日露の交戦

朝鮮が我が腹部に擬せられた劍であるとすれば、滿蒙はこの劍を握る手である。露國

の滿韓政策は我が國の保全を脅し、東洋平和を擾亂することはいふまでもない。

露國は益々魔手を伸し、遂に朝鮮をも脅し日露協商を無視し、滿洲に於て積極的に軍備を充實した。しかも平和的に解決せんとする我が國の交渉に應ぜず、我を侮辱すると甚だしいので、我は敢然立つて、露國を膺懲した。

(ハ)日露ポーツマス條約

露國遂に屈して明治三十八年九月五日、米國ポーツマスに於て我が全權小村壽太郎と露國のウイッテとの間に媾和條約の調印終る。其の結果我が國の得たるものは、

韓國管理の承認

樺太南半の割讓

滿洲に於ける露國權益の繼承

であつた。滿洲に關する部分を摘記して見よう。

- 1、關東州の租借權
- 2、長春以南の鐵道本支線、並びにそれに附屬する財産及び諸權

- 3、同鐵道に屬し、又はその利益のために經營せらるゝ炭坑
- 4、一キロメートル十五名の鐵道守備兵を駐屯せしむる權
- 5、中立地帯の設定

(ニ)日清滿洲善後條約、同附屬條約

日露ポーツマス條約は、清國の承認を條件とする。故に我が國は清國と本條約を結びポーツマス條約によつて、露國が滿洲に於て有せる一切の權益の繼承權を認めしめた。尙本條約はこの外、

東三省十六都市の開放

安奉線の經營及び改築

鴨綠江採木公司の設立及び經營

滿鮮國境互惠關稅の設定

營口、奉天、安東に於ける日本居留地の劃定

等々規定した。かくて滿洲に於ける我が國の特殊地位は確立し、我が對滿蒙發展の根幹

は成つた。

四、滿洲五案件に關する協約

ついで我が國は、滿洲に於て双方ともに關係を有する事項を明確に議定し、日支間の紛争を一掃して、兩國の親善關係を鞏固にせんため、滿洲五案件に關する協約及び間島に關する日清條約を同時に締結した。(明治四十一年九月四日)、滿洲五案件に關する協約により我が國は

新民屯——法庫門鐵道敷設に際し、豫め商議を受くる權

滿鐵の營口支線敷設權

撫順及び煙臺炭坑の採炭權

撫順、煙臺以外の安奉沿線及び滿鐵沿線鑛山に關する日支合辦權

等を得て、對滿經濟發展の地歩が更に一段と高められた。其の代り他方に於て清國側の北寧線(京奉線)を奉天城根に延長することを承認した。

五、間島に關する日清條約

本協約は

1、圖們江を滿鮮國境とすること

2、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝を速かに開設し、日本領事館若くは同分館を開設すること

3、圖們江北の墾地即ち間島は雜居區域として、從來通り朝鮮人の雜居を許すこと

4、右雜居地域内の鮮人は土地建物の所有を初め、清國政府より清國人の財産同様完全に保護さるべきこと

5、清國政府は吉會鐵道を敷設すべく、其の時期は日本政府と商議の上これを定むること

等が規定されてゐる。

六、日露協調

我が國が次第に滿蒙發展の地歩を占めるや、これを嫉視し、我が發展を阻止し抑壓して、自らこれに代らんとしたのは英、米二國である。この二強國の壓迫に對抗するため

三 我が國と滿蒙との史的關係

我が國と協調するに至つたのは、實に數年前の敵國なりし露國であつた。この情勢は明治四十二年頃から歐洲大戰の終結に至るまでつゞいた。

七、二十一箇條條約

(イ)締結の理由

大正三年世界大戰が勃發して、其の波動は極東にまで傳はつて來た。我が國は大戦後の變動を豫想し、永く極東の平和を維持し、滿蒙に於ける我が權益を確保せんがため、大正四年五月二十五日北京に於て、所謂二十一箇條々約が締結せられたのである。

(ロ)條約の内容

本條約は日支間のみならず、ヴェルサイユ會議、ワシントン會議等にも屢々問題となり、排日運動の好題目となつてゐるが、本條約こそは實に滿蒙に於ける我が特殊地位に確乎抜くべからざる基礎を與へたものである。其の重要内容は次の如くである。

- 1、關東州租借期限を九十九箇年(西紀一九九七年迄)に延長
- 2、南滿鐵道及び安奉線の期限を九十九箇年に延長

3、土地商租權

4、南滿洲に於て自由に居住往來し、並に各種商工業其他に従事する權

5、東部內蒙古に於て、支那國民と合辦により農業及び附隨工業の經營を爲す權

6、南滿洲に於ける九罇山の試掘及び探掘權

7、吉長鐵道に關する諸協約並に同契約の改訂

(ハ)締結後の狀勢

本條に定められたる條項は、其の實施上、特別の協定を要せざるものは別であるが、これが實施に協定を要するものについては、支那に擡頭せる反日思想と複雑なる國際關係とによつて、未だ實施に必要な協定の成立せざるもの多く、鐵道問題と共に我が滿蒙政策の根幹をなす商租權すら解決せざる狀態である。

四 滿蒙に於ける我が權益

我が國の滿蒙に於ける特殊權益は、我が國土の保全と東洋平和のため露國と戦ひ、戦勝の結果露國の既得權を繼承し、國力の進展に伴つて、屢々條約を結び合法的に得たるものであつて、滿蒙が我が國の國防上、經濟上不可分の關係にある以上、其の權益も亦絶對不可缺のものである。

一、領土、土地に関するもの

(イ)關東州租借地

關東州は面積僅かに二三四方里、三國干渉によつて還附したる遼東半島に比すれば、猫額大の地に過ぎぬが、我が滿蒙發展の立脚地として頗る重要な地域である。露清の條約によれば、租借期限は大正十二年(西紀一九二三年)には滿期となるべきものであつたが、此の地の還附は我が國の生存を脅かすものとの見地から、大正四年の日支交渉によ

り、九十九箇年に延長した。

- 1、明治三十一年三月二十七日遼東半島租借條約ニヨリ露國之ヲ得
- 2、明治三十八年九月五日日露媾和條約ニヨリ露國日本ニ移讓
- 3、明治三十八年十二月二十二日日清滿洲條約ニヨリ支那承認
- 4、大正四年五月二十五日租借期限ノ延長

(ロ)中立地帯

我が租借地と接壤する部分に於て帶狀に設定せられたるもの、此の地帯内の民政權は全部支那側にあるが、其の軍隊は日本官憲の同意を経ねば之に入ることを得ざる外一二三の制限が支那に課せられてゐる。

(ハ)滿鐵附屬地

南滿、安奉線の兩側の鐵道用地(平均六十二米)と、其の中途に所々澎脹附着してゐる市街用地より成る。

此の地域に於ては裁判及び外交事務は領事に、軍事は關東軍司令官、警察は關東長官、滿蒙に於ける我が權益

官、其の他の一般行政は滿鐵社長に屬してゐる。

二、鐵道に關する利權

(イ)南滿洲鐵道

安奉線とともに、南滿洲鐵道株式會社の經營、滿蒙の大動脈、我が滿蒙發展の根幹である。本線の外、旅順線、營口線、烟臺線、撫順線等があり、軌間は四呎八吋半の標準軌鐵道で、歐亞連絡の幹線の一部を成す。

- 1、明治三十一年三月二十七日露國支那ヨリ獲得
- 2、明治三十八年九月五日露國日本ニ讓與
- 3、大正四年五月二十五日期限ヲ九十九ケ年間ニ延長同日支那ノ買收權ヲ無効トス

(ロ)安奉線

本線は日露戰役中軍用として急造せる輕便鐵道であつたのを、後滿鐵本線と同様に改築。鮮滿を結ぶ重要交通路。

- 1、明治三十八年十二月二十二日滿洲ニ關スル條約附屬協定ニヨリ、本鐵道ハ改良工事完成ノ日

ヨリ十五年ヲ以テ期限トシ、右期限ニ至ラバ他國ノ評價人一名ノ評價ニヨリ支那ニ賣渡スベキコト

- 2、明治四十二年八月十九日安奉鐵道ニ關スル覺書
- 3、大正四年五月二十五日期限ヲ九十九箇年ニ延長

(ハ)吉長鐵道 長春——吉林間 一二八軒

本線は日露戰前既に露國が敷設權を獲得してゐた。戰後我が國が支那に對し、この敷設經營權の交付を交渉したが承諾するに至らず、結局我が借款により建設することとし大正元年開通。本線は滿鐵の培養線として、將來北鮮と連絡する一階梯として甚だ重要である。

(ニ)吉會鐵道 吉林——會寧(北鮮)間の豫定線

- 1、明治四十年「新奉及び吉長鐵道に關する協約」により我が國は借款優先權を得た
- 2、明治四十二年「間島に關する協約」により、明かに借款權を有することゝなつたが、時期を明定せざりしたため、今尙敷設するに至らない。

四 滿蒙に於ける我が權益

3、大正七年北京政府と日本特殊銀行團との間に吉會鐵道借款豫備契約が締結、前渡金一千萬圓交附。但當事者たる段祺瑞内閣崩壊のため頓挫。

4、昭和二年山本滿鐵社長が張作霖と折衝し、本調印を行ひ、昭和四年までには完成する筈であつたが、張作霖爆死のため挫折。

本線全通の曉は我が國より滿洲中央部に至る最短距離となるべく、軍事、經濟上極めて價值多き線路である。終端港が清津となるか雄基となるか或は羅津となるか不明であるが、いづれにしても吉林を中心として、目下支那側が築造中の葫蘆島と吉會線終端港に至る距離とを比較すれば、

吉林——葫蘆島間 四七九、八哩

吉林——羅津間 三三七、〇哩 (雄基、清津略同距離)

となり、葫蘆島對抗上に於ても本線の開通と終端港の速成とが熱望されてゐる。

(水)天圖鐵道

1、本線 (圖們江岸の地坊——天寶山) 支線 (朝陽川——局子街)より成る日支合

辨の輕便鐵道。現在營業路線一一二杆、老頭溝——天寶山間は未成線である。

2、本線は吉會鐵道の豫定線の一部をなすこと、四十萬の朝鮮人が居住してゐる間島を貫通し、此の地と北部朝鮮とを結ぶ交通機關であることに重要性がある。

(ハ)吉敦鐵道 吉林——敦化間 二二〇杆 廣軌鐵道

大正十四年に締結せられた工事請負契約に基き、十五年起工、昭和三年開通した。本線は將來吉會線の一部を成す重要線である。

(ト)滿蒙五鐵道

大正二年十月五日、日支間に締結せられたる「滿蒙鐵道借款修築に關する交換公文」によりて得たる鐵道利權

1、四洮鐵道(借款) 四平街——洮南間 大正十二年全通 鄭家屯——通遼間 同

2、開海鐵道(借款) 開原——海龍間 未成

3、長洮鐵道(借款) 長春——洮南間 未成

4、洮熱鐵道(借款優先權) 洮南——熱河間 未成

四 滿蒙に於ける我が權益

5、吉海鐵道(借款優先權) 吉林——海龍間

支那側に於て完成

(子)滿蒙四鐵道

大正七年九月二十四日、日支間に締結されたる「滿蒙四鐵道覺書」により、全部我が國の借款によつて敷設せられることとなつた。前述の五鐵道との相違は五鐵道中半完成せる四洮線を除き、其の代りに洮熱線の一地點より海港に至る鐵道を加へたること開海、吉海兩鐵道を合して開吉線としたること及び五鐵道中單に借款優先權を認められたる部分も、全部日本の借款によることに改められた點である。但、未だ一籽の鐵道も我が國の手によつて敷設せられてゐない。

1、開吉鐵道 開原——海龍——吉林間

2、長洮鐵道 長春——洮南間

3、洮熱鐵道 洮南——熱河間

4、洮熱線の一地點より海港に至る鐵道

(リ)新滿蒙五鐵道

昭和二月十日、山本滿鐵社長と北京政府主班張作霖との間に假調印を行ふ 但全部未着手。

1、吉會鐵道

2、長大鐵道 長春——扶餘——大賚間

3、吉五鐵道 吉林——五常間

4、洮索鐵道 洮南——索倫間

5、延海鐵道 延吉——海林間

(又)其の他の鐵道利權

1、洮昂鐵道

洮南——昂々溪 一二四籽 廣軌鐵道

a、大正十三年滿鐵が工事請負權を得

b、同十五年全線の假營業を開始

c、昭和二年現場の引渡を完了。右の請負金額は「工事完成し、全線を引渡したる

四 滿蒙に於ける我が權益

後、六箇月以内に償還すべく、若し其の金額又は一部を支拂はざるときは奉天省長への貸金とする」契約で、支那側が元利金の支拂も行はないので、當然借款契約に引直すべきだが、支那側應ぜず未解決。

2、溪城鐵道 本溪湖——城廠間 現在本溪湖——牛心臺二六籽開通 輕便鐵道

日支合辦本溪湖煤鐵公司と滿鐵との合辦鐵道、主要職員は滿鐵から任命。

3、金福鐵道 金州——城子疇間 一〇二籽

日支合辦事業、本鐵道は將來安東まで延長されることになれば兎も角、目下は收支償はざること甚だしい。

三、駐兵權

滿鐵が外國鐵道たる以上其の鐵道保護に任ずるため駐兵を必要とする。駐兵數は一籽に付平均十五名と定められてゐる。

明治二十九年九月八日カシニ一密約ニヨリ露國駐兵權ヲ得。

明治三十八年九月五日、日露媾和條約ニヨリ日本繼承ス。

四、土地商租權

我が國が滿蒙に充分なる發展を期せんがためには、第一土地を得ること、第二自由に居住往來し得ることが最も必要なことである。よつて大正四年の日支交渉に際し 漸く商租權を得。但本權利は今や一片の空文に歸せんとしてゐる。このことは改めて後に述べるであらう。

大正四年五月二十五日、南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約

第二條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ、各種商工業ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル爲、必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ、各種ノ商工業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 日本國臣民ガ東部內蒙古ニ於テ、支那國民ト合辦ニヨリ農業及附屬工業ノ經營ヲナサントスルトキハ、支那國政府コレヲ承認スベシ

大正四年五月二十五日南滿及東蒙古ニ關スル條約ニ關スル交換公文已號

四 滿蒙に於ける我が權益

商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附ニテ且無條件ニ更新シ得ベキ租借ヲ含ムモノト了解ス

五、産業に関するもの

(イ) 鑛山利権

滿蒙には有望な鑛山が少くないが、日露戦役の結果露國より引き繼いだ權益は、撫順煙臺二炭坑の探掘權と、南滿、安奉沿線鑛山の合辨權を有するに過ぎなかつた。

しかし合辨事業には種々の不便と困難が伴ふので、大正四年の日支交渉に於ては、單獨探掘權を認めしめることに努力して、九箇所の鑛山の探掘權又は試掘權を獲得した。

◇九鑛山

奉天省 鞍山(鐵) 牛心臺(石炭) 田什付溝(石炭) 杉松崗(石炭) 鐵廠(石炭)

暖池塘(石炭)

吉林省 杉松崗(鐵、石炭) 缸 (石炭) 夾皮溝(金)

(ロ) 森林採伐權

鴨綠江及豆滿江上流々域の大森林は、戦後日本は支那をして合辨經營により伐採する

ことを承認せしめ、鴨綠江探木公司によりこの事業を行つてゐる。

(二) 間島に於ける鮮人雜居權

間島は朝鮮の北東對岸に位し、支那人よりも朝鮮人の多い所である。随つて明治四十二年九月四日間島に関する協約により、この地域に於ける鮮人の雜居及保護を支那政府に承認せしめてゐる。

間島在住人口

朝鮮人 三十九萬人 支那人 十一萬六千人 内地人 二千人

五 滿蒙の資源

滿蒙が我が國と軍事上、經濟上密接不離の關係にあることは、既に屢々述べたところであるが、其の主なる理由の一つは、滿蒙には無限の資源が藏せられてゐることである。國土狹小天與の産物に恵まれざる我が國は、滿蒙の開發によつて初めて自給自足を全うし得るのだ。しからはば滿蒙には如何なる資源があるか、以下我が國にとつて重要性を有するものについて略述したい。

一、食糧資源

(イ)米

米は支那人の貴重な食糧であるとともに、我が國の不足を補ふ上にも大切なものである。現在陸稻粳約百六十萬石、水稻粳約百五十萬石の生産がある。水稻は將來甚だ有望で、殆ど移住鮮人によつて開拓され、其の面積は年々急激に増加しつつある。現在の水田は約五萬町歩に過ぎないが、將來可耕水田面積は少なくとも五十萬町歩と推

測せられてゐる。

(ロ)粟

年産額二千八百萬石、昭和四年に於ける南滿三港輸出總額は約二百八十萬石、過半は朝鮮に輸出。鮮人の常食として重要品である。

(ハ)小麥

北滿を主産地とし年産額約千百萬石、黒龍江省の開拓とともに將來を囑望される。随つて製粉業は滿洲有数の重要工業である。

(ニ)大豆

年産額三千七百萬石(世界總産額の約六割)と推測されるが、年々増産の傾向がある。大豆は食用とする外、肥料及飼料として我が國の需要は驚くべき數字的發達を示してゐる。輸出總額三百萬石の一半は日本に向けられる。

(ホ)肉類

我が國牛肉の需要は一ヶ年約四十萬頭で、其のうちの四割は海外に仰いでゐる。南

滿三港より日本に輸出されるものは約一萬三千頭、又滿蒙北支那より青島を經由して輸入せらるゝ牛は十四萬頭に上つてゐる。

二、被服資源

(イ)棉花

食糧も勿論であるが、最も我が國に缺乏してゐるのは被服の原料である。一朝有事の際、我が國が外國から全く棉花や羊毛の輸入が杜絶したとしたらどうであらう。棉花の産出は今のところ大したことはないが、將來有望とせられる。現在耕地約二萬五千町歩、主として南半部が好適地、將來は關東州に於て約八萬町歩南滿に於て二十萬町歩に達する見込である。

(ロ)羊毛

滿蒙は家畜の天地である。就中豚は最も頭數多く六百二十九萬頭と算せられる。牛馬、羊等亦少くない。特に國策上重視しなければならないのは緬羊である。現在頭數約二百五十六萬頭、近來在來種に改良を加へてゐるので、將來は東洋に於ける大供給

地となつて、殆ど一本の羊毛をも産しないといつてもよい程の我が國にとり、大きな福音をもたらすであらう。

三、工業及燃料資源

(イ)石炭

滿蒙鑛産中最重要地位を占め、世界的に知られた撫順炭鑛の外、本溪湖、烟臺、新邱等がある。

1、撫順 南滿洲鐵道會社の經營

鑛區——約二千萬坪 主要炭層の厚さ平均百三十尺、最も厚き部分四百二十尺
埋藏量 十餘億噸 一日の出炭量 二萬餘噸 一ケ年約七百四十萬噸

2、本溪湖 本溪湖煤鐵公司(日支合辦)の經營

安奉沿線にある。半無煙炭で炭質良好
埋藏量 二億噸 一日探炭量千五百噸

(ロ)油母頁岩

五 滿蒙の資源

撫順炭田の主要炭田を被ふてをり、鑛量五十四億噸、含油量平均六%、これを利用して年産額四萬八千噸の重油と外にパラフィン、硫安、骸炭等が生産される見込この探掘が石炭露天掘作業によつて、何等費用を要せざることにより、本事業の成功は本邦石油問題及國防問題の解決に、一大光明を與ふるものと期待せられてゐる。

(ハ)鐵

産地は鞍山・弓張嶺一帶、廟兒溝等を初め、各地に散在してゐる。鐵鑛の品質は概して良好と稱することは出来ないが、埋藏量は極めて莫大であつて、燃料の豊富と相俟つて、將來製鐵事業の一中心となるだらう。

1、鞍山 鞍山鐵鑛振興公司(日支合辦)

滿鐵本線 遼陽の南方にある。

埋藏量 三億噸以上 鐵分含有量 四〇%

六 滿蒙に於ける我が事業

一 我が投資額

滿蒙無限の資源開發のために、如何なる事業が經營せられつゝあるか。日本の對支投資額は約二十億と稱せられてゐるが、其の中滿蒙關係のものが約十五億である。

借款による投資

二億四千萬圓

法人企業による投資

十一億四千萬圓

個人企業

九千五百萬圓

滿鐵以外の大會社(資本金千萬圓以上)は左記の如くである

(單位千圓)

社名	公稱資本金	拂込資本金
南滿洲電氣	二五、〇〇〇	一一、〇〇〇
南滿洲製糖	一〇、〇〇〇	八、五〇〇
南滿洲瓦斯	一〇、〇〇〇	九、三〇〇

六 滿蒙に於ける我が事業

大連汽船	一五、〇〇〇	一三、七五〇
大連農事	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
國際運輸	一〇、〇〇〇	三、四〇〇
滿洲銀行	一〇、〇〇〇	二、九〇六
正隆銀行	一二、〇〇〇	五、六二四
大連取引信託	一五、〇〇〇	六、〇〇〇
大連株式商品	一〇、〇〇〇	二、五〇〇
大連株式信託	一〇、〇〇〇	二、五〇〇

二 南滿洲鐵道株式會社

我が滿蒙經營の主體はいふまでもなく南滿洲鐵道株式會社である。滿鐵は滿蒙發展の第一線に立ち、我が滿蒙權益を保護増進する一大使命を負ふとともに、日支共存共榮の天地を滿蒙に實現せんとする任務を有する國策會社である。故に滿蒙に於ける邦人の活躍を知

らんとするには、滿鐵を知らねばならぬ。

(イ)會社の沿革

明治三十八年九月五日、日露媾和條約により、東清鐵道會社に屬せる長春、旅順間の鐵道及び其の一切の支線並に之に屬する權利、特權、財産及び炭坑を譲り受け、三十九年六月七日勅令を以て當會社設立に關する規定發布され、同年十月一日會社設立の認可を得。明治四十年四月一日野戰鐵道提理部其他の官憲から鐵道其他の引繼を受け大連に本社事務所を設置し業務を開始した。

(ロ)會社の組織

- 1 職員 總裁一人 副總裁一人 理事 四名以上
- 職員數計 (昭和四年末) 三四、八八九人
- 2 資本金 最初は二億圓であつたが、大正九年四月、四億四千萬圓に増資した。
- 3 投資額 約七億圓

(ハ)滿鐵の事業

六 滿蒙に於ける我が事業

1 鐵道

a 主要設備 (昭和四年末)

營業籽數	一、一二五籽	
停車場	一一一	機關庫 一三
機關車	四五八	客車 五三三
貨車	七六七	車掌車 二七四

b 運 輸 (昭和四年度)

乘車人員	一〇、四一〇、五七九人
客車收入	一七、四五一、五八五圓
貨物噸數	二〇、四六一、八一六噸
貨車收入	一〇一、〇八九、四七四圓
總收入	一二二、一〇三、七四三圓

即ち鐵道收入の約八割五分は貨車收入の占むる所であつて、旅客收入は僅かに一割

五分内外に過ぎない。輸送貨物の主なるものは大豆、豆粕、雜穀及び石炭であつて近來奥地の開發に伴ひ、輸入品たる綿糸布、砂糖、石油、金物類、建築用品等の輸送が増加して來たのは注目に値する。

2 港灣

大連港は滿蒙物資の大吞吐口で、一日十八萬噸の船舶を收容し、年額約七百萬噸の貨物を吞吐する能力を具備してゐる。大連の對岸甘井子にも石炭船積専用の埠頭が築造され、旅順、安東、營口等に於てもそれ〴〵港灣設備をととのへてゐる。

3 礦山 撫順炭礦 烟臺支礦 鞍山製鐵所

4 産業施設

a 農業施設

- 農事試驗場 公主嶺に本場、熊岳城に分場がある。
- 農事試作場 鄭家屯及海龍にある。
- 煙草試作場 鳳凰城、得利寺にある。

六 滿蒙に於ける我が事業

其の他原種圃二ヶ所、採種田一ヶ所、苗圃十五ヶ所、種羊場一ヶ所等がある。

b 商工施設

地質調査所 大連に事務所がある。

中央試験所 現在の組織を農産化學、畜産化學、鑛産化學、油脂化學、ク

ル化學の部門に分ち、諸般の分析、試験、研究、調査等をなし、滿蒙に於ける

新事業の發見、具體化、經濟化に向つて努力してゐる。

5 地方施設

a 市街經營 附屬地の繁榮を圖るため重要地に市街設備を施してゐる。今日附屬地の人口約三十四萬(内外人共)を算する。

b 教育施設 沿線要地に三十ヶ所の小學校を設け又支那人の兒童には公學堂がある。其の他の學校圖書館等よく具つてゐる。

c 衛生施設 最も完備せる醫院が大連外十五ヶ所に、分院を五ヶ所に設けてある。

七 支那の排日侮日

滿蒙は我が生命線である。滿蒙を失ふときは、やがて我が國の衰頹する べきである。しかも滿蒙に於ける我が權益は、條約で認められたる正當なる權利である。英國が威海衛を奪ひ、獨逸が青島に占據し、佛國が廣州灣を租借せる事實に比すれば、其の犠牲の大なる割合に得る所の寡少なるに驚く程である。これ我が國が支那の領土を保全し、東洋平和を維持せんとする、確固不動の方策による所である。我が國は毫も滿蒙に於て領土的野心を有せず、只經濟的發展を望むばかりである。

然るに支那は日支共存の我が希望に反し、平時時に於て正當なる條約を蹂躪し、我が滿蒙進出を阻止せんとしてあらゆる手段を弄してゐる事實は、兩國親善のため遺憾至極である。今、支那が如何に我が既得の權益を侵害し、排日侮日行爲を公然と實行しつゝあるか、主なる事實を擧げて見よう。

一 鐵道利權の侵害

七 支那の排日、侮日

(イ)併行線敷設

明治三十八年日清滿洲善後條約に關する秘密議定書に於て、清國は南滿洲鐵道の利益を保護する目的を以て、該鐵道を未だ支那が同收せざる以前に於ては該鐵道附近にこれと併行する幹線又は該鐵道の利益を侵害すべき支線を敷設せざる旨を定めた。然るに支那は打通(打虎山—通遼)及吉海(吉林—海龍)線等を敷設し、我が國の再三の抗議を耳にも入れず完成して、滿蒙の物資を自國の鐵道によつて輸送し、滿鐵を脅かさんとしてゐる。

(ロ)葫蘆島築港

支那は打通線及び吉海線を北寧線(奉天—北平)と連絡するとともに、連山灣に葫蘆島築港を修築し、我が大連の地位を奪はんとしてゐる。將來若し葫蘆島が大連に匹敵する設備を施せば、滿蒙の貨物は、支那鐵道によることとなり、滿鐵にとつて一大脅威たるに違ひない。

(ハ)吉會、長大線

吉會、長大線建設契約を滿鐵と東三省交通部間に昭和三年五月十五日締結したが、爾後何等起工の氣運見えざるため、屢々交渉を重ねしも實施するに至らず、翌年三月二十九日張學良より該問題の交渉は國民政府に移管せるため、東三省としては交渉に應ぜずと提示した。滿鐵は支那側が其の契約を無視し、起工の實現を見ずして契約期限に至るも、契約は其の効力を失ふものに非ずと抗議した。

(ニ)其他

以上の外我が鐵道利權を侵害する不法行爲は甚だ多く、枚舉に遑ない程である。我が國が數次の條約によりて敷設權を得たる鐵道は殆ど未着手のまゝである。

二 居住權の侵害

支那は大正四年の日支交渉により、南滿洲及び東部內蒙古に於て日本人の居住を承認し乍ら、不法な手段を用ひて、日本人の居住を妨害し、不安に陥れつゝある。其の方法は

- 1、直接內鮮人に向つて撤退を迫るもの
- 2、間接に支那人地主家主を強要して立退を餘議なくせしむるもの

との二種がある。支那人にしてこれに服しない時には直に投獄せられ、或は死罪に問はれる。支那政府が條約を無視し、かくの如き不法行爲をなすは實に言語同斷といはねばならない。

三 商租權の蹂躪

商租權は我が國民が大陸に發展すべき基礎的要素を成すものであつて、大正四年の日支條約によりて認められた土地に關する利權であるが、條約締結一ヶ月後大總統令を以て人民に對し死罪を以て威嚇し、土地商租を阻止せんとした。

この商租權問題が未解決のまま残されてゐるために我が滿蒙發展は著しく阻害され、殊に土地なくして經營の出來ない農業の如きは、到底發展を望むことが出來ないのである。

四 鮮農の壓迫

商租權に關聯して、支那政府は極度に我が移住鮮農を迫害しつゝある。水田耕作に特殊技能を有する鮮農八十萬は其の水田より追はれ、莫大なる小作料を搾取せられてゐる。

其の好適例は萬寶山事件である。

萬寶山事件

長春居住の鮮人某は支那人名義を以て、同地北方五里萬寶山といふ小丘の麓にある三姓堡の水田用地を商租し、昭和五年八月、奥地に於て支那官憲の壓迫を避けて逃れ來れる鮮人四百人を使役し、長春縣長の認可を受けて、六年四月初めより水田工事に着手した。しかるに五月一日支那官憲は武装軍警を派して、鮮農の退去を強要した。我が國の抗議により一時沈靜したが、七月一日支那農民八百名を使喚して現地に殺到した。

五 不當課税

邦商を驅逐せんがため、不當課税を加へて大損害を與へ、通商にも影響を與へつゝある。

一例

奉天省寬甸縣當局は從來在住鮮農に對し、一戸に付二十四元の税金を課せしめて

七 支那の排日、侮日

六 日貨排斥

これはあまりにも人口に膾炙してゐる問題で、邦貨を禁輸し、不法に沒收抑留せる事は實に數ふるの煩に堪へない程である。

七 我が軍隊に對する侮辱行爲

支那政府は我が國の隱忍自重の極なすなきを見くびり、我が陸軍及海軍に對して不適の行動を起したること一再でない。こゝに詳説する紙面を許されないから二三の事件を列挙するに止めよう。

- 1、濟南事件 昭和三年五月三日、—四日及八日—十日
- 2、若林中尉虐殺事件、昭和三年五月下旬—六月上旬
- 3、中村大尉事件、昭和六年七月一日
- 4、我が軍艦に對する不法射撃事件、昭和三年六月九日、同六月十一日
- 5、我が軍艦に支那兵の射撃事件、昭和四年四月二十九日

八、暴行傷害

支那のあくなき暴虐は、排日から侮日となり、邦人に對する暴行傷害沙汰が殆ど絶え間がない。それが單に馬賊の如き暴民のみならず、支那正規兵すら敢てするに至つては實にたゞ呆れる外はない。

- 1 昭和三年五月十八日香港に於て邦商數軒は支那學生のため襲撃され、器物其他を破壊せられ大なる損害を蒙つた。
- 2 昭和六年六月十三日錦州に於て邦商婦人一人城内よりの歸途支那兵十六名は婦人の前後に立塞り身體検査を行ひ、着衣の裾を開く等侮辱した。

九、排日教育

以上述べたるが如き排日侮日の不法行爲は到る處に繰り返されてゐるが、これらは決して支那暴民の暴擧のみならず、排日侮日の先頭には支那政府が常に動いてゐるのである。彼等が如何に日本排斥に力を盡しつゝあるか、如何に日本勢力驅逐のために深き根

紙を築きつゝあるか、彼等の排日教育がそれを證するのだ。

支那の教科書中には排日記事が極めて多い。殊に從來排日記事は高學年に多かつたが國民政府治下の新教科書は低學年に著しく多く、小學校教科書に多くして中學校教科書に少い。幼少な兒童の腦裡に深く排日思想を植えつけようとの支那政府の用意の程も察せられるではないか。今後數年十數年、今の小學兒童成人後の排日が更に一層激甚なるを思へ。今にして禍根を絶たずんば、日支親善は永遠に望み得ないであらう。

狡い隣の子供

私の弟は奇麗に彩色したゴム毬（朝鮮を譬ふ）を持つていつも喜んで空地に行つて遊んでゐた。或る日東隣の子供（日本）が來て遊ぶうといふので、一緒に其の毬で遊んでゐると、其の子供は一步進んで其の毬を二人の仲間のものにしようといひ出して、弟が持ち歸らうとするのを承知しない。弟が理窟を言はうとするが早いか足で蹴つて嚇した。

此の子供はかうして弟の毬を奪はうとしたばかりでなく一つの計略を考へて弟に

「僕は勿論君がこの毬を家へ持ち歸ることは許さないが、僕も要らない。」

といつて、その毬をば自分の家の屋根に投げ上げてしまつたので、弟は聲も立てることが出來ず、恨を吞んで家へ歸つた。幾日も経たないうちに弟が隣の子供に會ふと、一つの毬を手にしてゐたが、それは此の間彼が屋根へ投げ上げた毬であつた。

（國恥讀本第一冊）

不平等條約

二十一ヶ條 中國が日清役に失敗してから、日本は恣に侵略し、民國四年歐州大戰のため、列強東顧の暇なきに乗じて、二十一箇條の要求を提出して、我が國を亡さんとした。當時袁世凱が中央に盤據して皇帝たらんとし、五月九日當面を糊塗して承認した。我等國民は極力反對したけれども、日本は一氣に侵略して今日に至るも尙取消を肯じない。（中略）

日本は袁世凱を強迫して、二十一ヶ條を承認させた後、山東滿蒙一帶にあつて非常に横行し、鐵道鑛山を勝手に侵略した。（下略）

（新時代三民主義教科書高級第四冊）

結

滿蒙の重大性は既に論じ盡された。我が國策上我が國は一步たりとも滿蒙より退いてはならぬ。國際聯盟が更に壓迫を加へるかも知れない。支那は一層不法なる排日運動を繰り返すかも知れない。しかし我が主張はどこまでも正々堂々である。我が國は決して支那の領土を侵害せんとするものではない。只既存の正當なる條約を尊重されよばよいのだ。それをすら妨害せんとするものあれば、斷乎排撃しなければならぬ。我々は今後の成行を注視するとともに、國論を統一し、我が國の存立と東洋永遠の平和のため、正しき國策の遂行を支援しなければならぬ。この小冊子が其の一助ともならば望外の喜びである。

附 錄

國際聯盟

世界大戰後、世界の恒久平和を維持するため當時の米國大統領ウィルソンによつて提唱され、ヴェルサイユ平和條約（一九一九年六月調印）に續いて一九二〇年一月成立したものである。事務所をジュネーブに置いてゐる。次第に加盟國を増して現在では五十五ヶ國に及び、残るものは北米合衆國、露國外九ヶ國に過ぎない。而も右兩國とも近時聯盟の事業に對して協調的態度を採つて居る。

聯盟の目的は第一に平和維持のために戦争防止、正義の樹立、軍備縮少を圖るにあり、第二に世界文化の向上のために政治、經濟、社會等に互る各般の文化問題に關して、諸般の規約を結んで國際協力を増進せしめるにある。

聯盟の機關として總會、理事會、附屬事務局があり、それらに要するすべての經費は聯盟國が分擔することになつてゐる。

總會は全加盟國の代表者を以つて組織する議決機關であり、聯盟本部所在地ジュネーブに毎年一回九月例會を開くことになつてゐる。

表決權は一國一票であるが、各國三名を超えぬ正代表、同数の代理代表その他顧問、専門家等を出席せしめることができる。第一回總會は一九二〇年十一月に開かれた。

理事會は日本、フランス、イギリス、イタリア、ドイツの五ヶ國の常任理事國と九ヶ國の非常任理事國（任期六年、三年、一年毎年三國づゝ總會によつて改選される）とから成つてゐる。毎年四回（通常三月、六月、九月、十二月）例會を開く。權限は總會と殆んど同一であるが、總會が純粹に議決機關であるに對して、幾分執行機關の性質をもつてゐて、この會の議決は全會一致を原則としてゐる。

聯盟事務局は國際聯盟の事務處理機關として活動してゐる。その内に政治部、國際事務局、學藝協力部、情報部、法律部、軍備縮少部等十一の部局を置いて居る。

特別機關として國際司法裁判所、國際労働機關がある。

國際聯盟規約

（今回の滿洲事變に關係の深いもの）

第十條

聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ他ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ

具申スヘシ

第十一條

一、戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有効ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ

第十二條

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁々判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス

第十三條

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ附シ得ルト認ムル紛爭ヲ生シ其ノ紛爭カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付スヘキコトヲ約ス

四、聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約
ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十五條

一、聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレ
サルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ
事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲナスコトヲ得事務總長ハ之カ充分ナル取調及ヒ審理ニ必要ナル一
切ノ準備ヲナスモノトス

二、此ノ目的ノタメ紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ
事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニソノ公表ヲ命スルコトヲ得

四、紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述べ公
正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ

九、聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求ア
リタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ
之ヲ爲スコトヲ要ス

第十六條

一、第十二條第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟
國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上
ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ
國ノ國民ト違約國民トノ間ノ一切ノ金融上、通商上又ハ個人的交通ヲ妨遏スヘキコトヲ約ス

不戰條約

(戰爭拋棄ニ關スル條約)

一九二八年八月巴里ニテ署名

參加國 獨逸、北米合衆國、白耳義、佛蘭西、英吉利、伊太利、日本、波蘭、チツコスロヴァキア

第一條

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ
戰爭ヲ拋棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條

締約國ハ相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス平和的手段
ニ依ルノ外之カ處理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス

滿蒙正解國論歸の一運動資料

滿蒙研究

四六版 六十頁
地圖 一四枚
一冊定價金拾錢 (十冊以上一冊ニ付八錢)

滿蒙研究資料

四六版 二五〇頁
地圖 一八枚
一冊定價金五拾錢 (郵稅共)

頒布法

- 一、「滿蒙研究」十部以上一冊に付八錢(郵稅共)
- 二、「滿蒙研究資料」一冊五拾錢(郵稅共)
- 三、「滿蒙研究」五十部注文者に本書一部添付
- 四、送本は凡て「前金」申込に限る
- 四、十一月七日刊行、申込順に發送

東京市麴町區大手町文部省構内
財團 社會教育會
法人 社會教育會
振替口座東京七四二〇〇番

滿蒙研究

昭和六年十一月四日印刷
昭和六年十一月七日發行
昭和六年十一月八日第十版印刷發行
昭和六年十一月九日第二十版印刷發行
昭和六年十一月十日第三十版印刷發行
昭和六年十一月十一日第四十版印刷發行
昭和六年十一月十五日第五十版印刷發行
昭和六年十一月廿日第六十版印刷發行

定價金拾錢

不許復製

東京市麴町區大手町文部省構内
編輯兼 片岡重助
發行者
東京市神田區錦町三丁目一六番地
印刷者 廣岡正彦
東京市麴町區大手町文部省構内
發行所 財團 社會教育會
法人 社會教育會
振替口座東京七四二〇〇番

社會教育會編纂

青年訓練教科書

第一、二、三輯既刊各輯 一冊定價五十錢 送料八錢 (三十冊以上) (各輯五十冊以上に對し) (ては教授用書一冊添付)
本書は全四輯より成り各輯一冊を以て各一ケ年に、毎時一章を教授するやう編纂したもので、青年訓練の趣旨に鑑み實費提供を目標として一冊金五拾錢(殆んど市價の半額)を以て提供せんとするものである。全國共通版の外、既に千葉、大阪、兵庫、秋田、島根、富山の各府縣版も刊行せり。
前記教科書の解説、教授指針たるもの訓練所公印あるものに限り一冊五拾錢、一、二輯既刊(菊版約二百頁)

文部省編

歐米青少年運動の精神と實際

- 略 次 目
- 英國に於ける青少年運動
 - 米國に於ける青少年運動
 - 獨逸に於ける青年訓練
 - 青年指導及運動
 - 佛國に於ける青少年運動

菊版 三百六十頁
上製 一圓二十錢
郵稅拾錢

- 伊國に於けるフアツシスト青年運動
- チエツコスロヴァキヤに於けるソコール運動
- 基督教青年運動
- Y. M. C. A 運動、Y. W. C. A 運動

社會教育

雜誌
社會教育全般に亘りその思潮施設時事法令研究調査等を紹介し斯教育の統一ある發展を期す

毎月一回發行
四六・四倍版 八頁
一部五錢 一ケ年五十錢

發行所 財團 社會教育會 法人 社會教育會
振替口座東京七四二〇〇番

マルクス主義批判

四六版クロス上製 約二百七十頁
定價 壹圓六拾錢 郵税 拾錢
マルクス經濟學批判 文學博士 高田 保馬
辯證法の本質 文學博士 紀平 正美
社會思想と經濟問題 法學博士 河津 暹

國民精神への反省

四六版クロス上製 約百七十頁
定價 壹圓 郵税 六錢
東洋教學への反省 金雞學院學監 安岡 正篤
明治文化の大指導者・明治天皇 文學博士 辻 善之助
鍛鍊健闘の倫理 文學博士 鹿子木員信
自己意識運動の形式・清明心 文學博士 紀平 正美

歐米社會思想とその批判

四六版クロス上製 約百九十頁
定價 壹圓 郵税 六錢
英國思想史に於ける 東大教授 河合榮治郎
ケリーの地位 農法學博士 新渡戸稻造
外來思想に對する態度 文學博士 紀平 正美
流行の論理及批判 文學博士 川合 貞一
近代人生觀の種々相と 文學博士 川合 貞一
其の批判

思想問題と教育

定價 壹圓五拾錢 郵税 八錢
日本國民性の長短 農・法學博士 新渡戸稻造
經濟問題と青年の覺悟 文學博士 高田 保馬
誕生ドイツの青年 文學博士 鹿子木員信
現代青年の精神的傾向 文學博士 塚原 政次
文化建設と思想闘争 文學博士 鷺尾 順敬
高等教育と訓練 文學博士 吉田 熊次

思想問題の展望と批判

華版總クロス上製 約三百九十頁
定價 貳圓五拾錢 送料 拾貳錢
マルクス經濟學 經濟學博士 土方 成美
法律文化の展望 法學博士 牧野 英一
世界趨勢と日本の將來 文學博士 鹿子木員信
インテリナショナル 經濟學博士 林 癸未夫
運動に就て 內務事務官 三浦 直彦
無產政黨に就て 文學博士 中村 孝也
歴史より見たる現代 文學博士 千葉 龜雄
思想の批判
プロレタリア文藝批判 京大教授文學博士 高田 保馬 著

マルクス經濟學新批判

菊版五十三頁 定價 二十錢 (郵税共)
一、序論
二、マルクス經濟學の概要
三、超越的批判
四、內在的批判

373
560



終